

早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期
早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都
市国家構想総合戦略策定支援業務委託仕様書

令和7年6月6日

早島町

目次

1	業務名	1
2	業務の目的	1
3	契約期間	1
4	計画期間	1
	(1) 早島町第5次総合計画基本構想	1
	(2) 早島町第5次総合計画後期基本計画	1
	(3) 第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略	1
5	業務内容	1
	(1) 業務の概要	1
	(2) 実施計画の作成	2
	(3) 現状分析のための基礎調査の実施及び分析	2
	(4) 早島町の現状や行政課題の抽出、方向性の整理等	3
	(5) トップインタビューの実施	3
	(6) 計画立案調査	3
	(7) 骨子案及び素案の作成	3
	(8) 審議会・パブリックコメント実施支援業務	4
	(9) 早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の最終案の作成	4
	(10) 成果図書の印刷及び製本	4
	(11) 定例会議の開催	4
	(12) 情報提供、調査支援業務	5
6	報告義務	5
7	再委託の禁止	5
8	知的財産権等	5
9	成果品等	6
10	成果品の利用	7
11	成果品のかし	7
12	協議等	7

1 業務名

早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務

2 業務の目的

第5次早島町総合計画は、令和4年1月から令和13年度までの10年間を計画期間とする長期的なまちづくりの指針である基本構想と、基本構想で示された5つの基本目標の達成に必要な取組を町政全分野について体系化して整理した総合計画基本計画(以下、「基本計画」という。)で構成される。基本計画は、令和4年1月から令和9年3月31日までを計画期間とする前期基本計画と、令和9年4月1日から令和14年3月31日までを計画期間とする後期基本計画から構成される。また、第2期早島町人口ビジョン及び早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略(早島町定住促進マスタープラン)は令和8年度末をもって計画期間が満了する。

本業務は、第5次早島町総合計画基本構想及び前期基本計画並びに第2期早島町人口ビジョン及び早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証並びに町政をとりまく諸課題に関連した主要データの分析等を通じて、早島町の現状分析並びに将来予測される中長期的な行政課題の抽出及び検討を行うことにより、新たな時代の潮流や行政課題を踏まえた後期基本計画の策定並びに第3期早島町人口ビジョンの策定及び国の示す「デジタル田園都市国家構想」を踏まえて第2期早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略を見直した早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定を行うにあたって必要な支援を行うものである。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 計画期間

早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の計画期間は次のとおりとする。

(1) 早島町第5次総合計画基本構想

令和4年1月から令和13年度までの10年間

(2) 早島町第5次総合計画後期基本計画

令和9年度から令和13年度までの5年間

(3) 第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略

令和9年度から令和13年度までの5年間

5 業務内容

(1) 業務の概要

早島町第5次総合計画後期基本計画並びに第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定に当たって必要な支援を行うこと。

なお、業務の実施に当たっては、岡山県内の他市町村及び他の都道府県において早島町と規模等が類似する市町村の状況や早島町との比較、国等が策定している方針、計画等との整合や、それらが早島町の今後の政策・施策に与える影響等を十分考慮して業務を遂行

すること。また、早島町第5次総合計画基本構想及び前期基本計画並びに第2期早島町人口ビジョン及び第2期早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の制定時の議論を十分把握した上で業務に臨むこと。

(2) 実施計画の作成

合理的かつ効率的な各計画策定の方法を検討し、実施時期を含めた工程を明らかにした作業実施計画を作成すること。

(3) 現状分析のための基礎調査の実施及び分析

ア 早島町将来人口推計

- (ア) 対象は町全体及び地域別(旧大字区域)とする。
- (イ) 令和2年国勢調査による男女5歳階級別人口を基準人口とする。
- (ウ) 推計に使用する数値及び仮定値(移動率、合計特殊出生率、生残率等)は、過去の早島町の人口動態や国立社会保障・人口問題研究所の推計結果を検証の上、複数のシナリオを作成し、町と協議の上決定する。

イ 基礎調査の実施、分析に関する業務

- (ア) 社会経済状況及び国の動向並びにデジタル田園都市国家構想総合戦略をはじめとした国の中長期的な関連計画及び第4次晴れの国おかやま生き生きプラン、第3期おかやま創生総合戦略、岡山県人口ビジョン(令和7年3月改定版)等の岡山県の計画等の整理・分析
- (イ) 早島町に係る各種統計データ等の整理・分析
- (ウ) 主要な個別計画の整理・分析
- (エ) その他昨今の社会情勢を踏まえた施策等の整理・分析

ウ まちづくりアンケート調査の実施・分析

現在のまちづくりに対する町民の評価や今後のまちづくりに関する町民の意向を反映するため、まちづくりアンケート調査を実施する。なお、実施に当たっては、インターネットを利用した方法による回答にも対応できるものとする。

- (ア) アンケートの設問設計、分析及び実施手法(回収率の向上対策を含む)の提案
- (イ) アンケート調査票の作成、印刷、回収
- (ウ) 発送用封筒及び返信用封筒の用意・印刷
- (エ) アンケート調査票及び返信用封筒の封入作業
- (オ) アンケート調査票の集計・分析・報告書の作成
 - ※ アンケート調査は、①18歳以上の町民2,000人程度を対象とした調査及び②15歳から18歳までの町民600人程度を対象とした調査を想定している。なお、②については、将来的な定住やUターンについての意向、求める施策等についての調査を想定している。
 - ※ 調査対象者のデータ抽出は町で実施する。

エ 各種団体へのヒアリング

早島町内で活動している各種団体に対して、まちづくりに関する意向等を把握するための調査シートを作成、配布及び回収し、回収された調査シートに基づき調査結果をとりまとめて報告すること。

オ 現行計画の評価及び検証

第5次早島町総合計画基本構想及び前期基本計画並びに第2期早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗・達成状況を把握するための「進捗・達成状況調査シート」を作成し、庁内関係各課への調査を行うこと。調査後は、回収した「進捗・達成状況調査シート」の情報に基づき、両計画の進捗状況及び達成状況についてとりまとめ、評価及び分析を行うこと。

カ ワークショップ関連業務

町民意向の反映、町民参画の促進を図る取り組みとして、町民ワークショップを実施すること。

(ア) 町民ワークショップの実施手法の提案(回数、対象者の選出方法等を含む)。

(イ) 運営に必要なファシリテーター等の配置

(ウ) 資料作成、当日の準備及び記録(写真撮影、要約等)

(エ) 課題及び分析結果をとりまとめた報告書の作成

(オ) その他町民ワークショップの実施等に必要な業務

(4) 早島町の現状や行政課題の抽出、方向性の整理等

(3)の調査、分析結果を総括し、早島町の現状(強み・弱み等)や将来予測される中長期的な行政課題を抽出した上で、これからの早島町のまちづくりに必要とされる視点や目指すべき方向性、政策推進のための新たな着眼点、計画フレーム、政策・施策体系、進捗管理手法等、早島町第5次総合計画後期基本計画及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略をより実効性のある計画とするために必要な資料を町と協議の上作成すること。

(5) トップインタビューの実施

町長へのインタビューを実施し、今後のまちづくりの方向性等について町長の意向を把握すること。また、インタビューの内容について文字起こしと要約を作成すること。

(6) 計画立案調査

早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略に掲載する施策等の基本情報を収集及び把握するため、計画立案調査シートを作成して町内関係各課への調査を行うこと。

(7) 骨子案及び素案の作成

早島町振興計画審議会での調査審議のため、及びパブリックコメントを実施するため、上記(1)から(6)までの調査等を踏まえ、早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の骨子案及び素案を作成すること。素案の作成に当たっては、町と協議の上、骨子案の段階で修正の必要が生じた場合は修正を反映させること。

(8) 審議会・パブリックコメント実施支援業務

ア 早島町振興計画審議会実施支援

早島町振興計画審議会において効果的な調査及び審議を行うため、審議会資料及び議事録の作成支援、審議会で生じた疑問点等の解決に有益な資料提供等を行うこと。録音データ又は音声認識システムを利用した自動筆記(ログミーツを想定)による文字起こし資料を町から提供し、発言の要旨をまとめた議事録の作成を想定しており、審議会への出席は原則として求めない。

イ パブリックコメント実施支援

パブリックコメントを実施した結果として町民から寄せられた意見を集約し、早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の素案の修正を町が検討するために必要な修正案を提出すること。修正案の提出に当たっては、提案する修正案の根拠となる基礎資料や他の自治体との比較レポートを必要に応じて提出すること。

(9) 早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の最終案の作成

パブリックコメントの結果を踏まえ、早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の本編の最終案を作成すること。作成に当たっては次のことに留意して実施すること。

ア 第5次総合計画基本構想の内容を勘案の上、基本構想との整合を図りつつ、内容の正確性を損なわない範囲においてよりわかりやすい計画の構成・レイアウトとなるよう、図表、写真、イラスト等を活用して視覚的なわかりやすさに配慮すること。

イ 早島町振興計画審議会や町議会提出資料、庁内検討用の説明資料の作成支援を行うこと。(議案、概念図、グラフ、地図、他都市比較・経年変化データ等を想定している。)

(10) 成果図書の印刷及び製本

確定した早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の本編及び概要版について印刷及び製本して必要数を納品すること。なお、早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の本編は1冊にまとめることを想定している。

(11) 定例会議の開催

本業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて会議を行うこととする。また、業務の開始に当たり、契約締結後速やかに仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行うために業務開始時会議を開催する。なお、受託者は会議終了後、速やかに打合せ記録を作成・提出すること。

日時:本業務の契約締結後に早島町と受託者の協議により決定

場所：早島町が指定する場所（原則として早島町の庁舎内会議室）

ア 業務開始時会議：1回

契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議を行うため、業務開始時会議を開催すること。

イ 業務開始後会議：必要に応じて随時開催

(12) 情報提供、調査支援業務

必要に応じて、又は町の求めに応じて、総合計画等策定の検討材料とするため、情報提供及び調査支援を行うこと。想定している情報提供の内容は次の通りとする。なお、必ずしも次に掲げるものを全て網羅する必要はない。

ア 総合計画、人口ビジョン、総合戦略に関する他自治体の先進事例

イ 国の法改正や制度改正の概要レポートの提出

ウ 岡山県の制度改正の概要レポートの提出

エ 本業務に関連する法令、他自治体の総合計画等に関する条例等に関する情報提供

オ 町担当者が示した疑問点や問題意識に対する調査レポートの提出

カ その他受託者が早島町の計画策定にとって有益と考える資料の提供

6 報告義務

(1) 本業務の実施期間中において、受託者は早島町と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、早島町は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求められることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は早島町が指示した事項について、受託者は、定期的にその進捗を報告すること。

(2) 本業務の実施中にトラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに早島町に報告しなければならない。また、処置を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

7 再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、事業を効果的及び効率的に行う上で必要な場合においては、事前に町と協議の上、他の者に委託することができる。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

8 知的財産権等

(1) 受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)を、当該著作物の引渡し時に早島町に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、早島町並びに早島町より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。

- (3) 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)を使用する場合には、受託者の負担により早島町と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、早島町の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、早島町に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 成果品等

成果品	納期(目安)	提出方法	備考
基礎調査・分析資料① (人口推計、人口等主要データ、中長期的な見通し等)	令和7年10月中	修正が可能なデータ形式 (Word、Excel、PowerPoint等)で作成し、電子データで納品すること	
基礎調査・分析資料② (各分野の基礎データ、現計画の検証・評価等)	令和7年10月中	修正が可能なデータ形式 (Word、Excel、PowerPoint等)で作成し、電子データで納品すること	
基礎調査・分析資料③ (外部環境、町民意識、特徴、行政課題、方向性等)	令和7年12月中	修正が可能なデータ形式 (Word、Excel、PowerPoint等)で作成し、電子データで納品すること	
早島町振興計画審議会の議事録	各審議会終了後速やかに	修正が可能なデータ形式 (Word、Excel、PowerPoint等)で作成し、電子データで納品すること	議事録は議事進行、発言要旨を取りまとめて提出すること。また、開催日、審議員、政策分野等で整理(ソート)できる形で作成すること。
計画の構成案	令和7年12月中	修正が可能なデータ形式 (Word、Excel、PowerPoint等)で作成し、電子データで納品すること	

成果指標案一覧	令和8年2月中	修正が可能なデータ形式 (Word、Excel、PowerPoint 等)で作成し、電子データで納 品すること	
① 計画の骨子案 ② 計画の素案 ③ 計画の最終案	① 令和8年1月中 ② 令和8年2月中 ③ 令和8年9月中	修正が可能なデータ形式 (Word、Excel、PowerPoint 等)で作成し、電子データで納 品すること	
成果図書 本編及び概要版	令和9年2月中	本編 100部 概要版 200部 印刷可能な電子データも納品 すること	

備考: 詳細な納期については提案された工程を踏まえて別途協議するものとする。

10 成果品の利用

- (1) 早島町は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表(公開、配布、放送等)できるものとする。
- (2) 早島町は、本業務で制作された成果品を、本業務の目的若しくは運営上の必要又は本町の業務の必要により、内容を著しく損なわない範囲でその一部を削除、編集又は表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して使用、保存及び公表(公開、配布、放送等)することができるものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も、期間・態様の制限なく利用することは難しいと早島町が判断した場合は、双方協議の上、早島町は、成果品の利用期間の限定、利用態様の限定を行うものとする。

11 成果品のかし

- (1) 納品後に成果品に「かし」が発見された場合は、早島町の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。
- (2) 成果品の納品後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、早島町の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

12 協議等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について早島町と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、早島町と受託者で協議の上、早島町の指示に従い、業務を遂行すること。
- (2) 早島町において必要と認められた時は、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の

変更について、委託契約書に明記されていない場合は、両者の協議により定めるものとする。